

科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業に関する契約書（案）

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）と[]（以下「本事業者」という。）は、本事業者が科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、その内容及び条件を定めるため、以下のとおり契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

記

（契約要項）

- 1 事業名 科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業
- 2 事業実施期間 令和9年4月1日～令和14年3月31日
- 3 データ利用料

(1) 固定ロイヤリティ：¥XXX,XXX,XXX－

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥XX,XXX,XXX－）

初年度（令和9年4月1日～令和10年3月31日） ¥XXX,XXX,XXX－

2年度（令和10年4月1日～令和11年3月31日） ¥XXX,XXX,XXX－

3年度（令和11年4月1日～令和12年3月31日） ¥XXX,XXX,XXX－

4年度（令和12年4月1日～令和13年3月31日） ¥XXX,XXX,XXX－

5年度（令和13年4月1日～令和14年3月31日） ¥XXX,XXX,XXX－

(2) 変動ロイヤリティ：以下の算式により算定される金額とする。

変動ロイヤリティ = 利益(※) × 50% － 固定ロイヤリティ

※ 利益（総額）とは、各事業年度における本事業者の本事業の売上合計額から原価及び本事業の実施に要する一切の費用を差し引いたものをいう。なお、費用には固定ロイヤリティを含まない。

- 4 機構及び本事業者は、本事業が公共性の高い事業であり、安定的かつ継続的に実施されるとともに、民間事業者の創意工夫に基づき、より利用価値の高い事業に発展することが求められていることを十分理解し、これらの実現に資するよう、互いに誠実に協力しながら、適正かつ妥当な方法で本契約を履行することに合意する。

本契約の締結の証として本書2通を作成し、各当事者記名押印のうえ、機構及び本事業者が各1通を保有する。

令和●年●月●日

機 構 埼玉県川口市本町四丁目1番8号
国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長

事業者

第 1 条（用語の定義）

本契約において使用される用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「科学技術文献情報」とは、機構が収集しデータベース化した科学技術文献に関する情報をいう。
- (2) 「科学技術文献情報提供事業」とは、機構が実施する科学技術文献情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させる事業をいう。
- (3) 「過去事業」とは、本事業実施期間より前に行われていた本事業をいい、「過去事業者」とは、過去事業を実施した事業者（機構を含む。）をいう。
- (4) 「機構仕様書」とは、機構が令和●年●月●日に公表した科学技術文献情報提供事業に係るコンテンツ提供サービス事業仕様書（仕様書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
- (5) 「後継事業者」とは、本事業者が本事業を終了した後、本事業を実施する他の事業者をいう。
- (6) 「顧客」とは、本サービスを利用するために本事業者と契約を締結する法人又は個人をいい、「顧客情報」とは、本事業者が本サービスの提供において取得する顧客に関する一切の情報をいう。
- (7) 「サービス仕様書」とは、本サービスの目的、業務要件、機能要件、非機能要件、システム環境、運用要件等を記載した書面をいう。
- (8) 「事業運営計画書」とは、本事業の初年度から 5 年度までの全体運営計画をいう。
- (9) 「事業運営仕様書」とは、本事業で満たすべき要件、実施方法、手段等の仕様を記載した書面をいう。
- (10) 「事業運営体制図」とは、本事業を実施するための組織、体制、指揮命令系統等を図示した書面をいう。
- (11) 「事業運営マニュアル」とは、本事業を実施するための作業マニュアル、作業概要、作業フロー等を記載した書面をいう。
- (12) 「事業開始日」とは、本事業を開始する日である令和 9 年 4 月 1 日をいう。
- (13) 「事業年度」とは、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間をいう。
- (14) 「出版社等」とは、機構が収集する科学技術文献情報に係る出版物又はメタデータを出版ないし提供する日本国内又は国外の出版社、学会、その他の法人又は組織をいう。
- (15) 「想定データ利用料」とは、本事業者が作成し機構が確認した事業運営計画書において想定されている事業計画に基づくデータ利用料をいう。
- (16) 「想定変動ロイヤリティ」とは、本事業者が作成し機構が確認した事業運営計画書において想定されている事業計画に基づくデータ利用料のうち変動ロイヤリティ部分をいう。
- (17) 「損害等」とは、損害、損失又は費用をいう
- (18) 「対象データ」とは、機構が収集した科学技術文献情報をもとにデータ化や加工等をした別紙 1 のデータをいう。
- (19) 「知的財産権」とは、知的財産基本法第 2 条第 2 項にいう知的財産権をいう。
- (20) 「提案資料」とは、本事業者が本事業の募集手続において機構に提出した応募提案資料及び本契約締結日までに機構に提出したその他一切の書類をいう。
- (21) 「データ利用料」とは、本事業者が機構から対象データの利用許諾を受けた対価として支払う利用料をいい、固定額の「固定ロイヤリティ」と本事業の利益に応じて変動する「変動ロイヤリティ」から構成さ

れる。

- (22)「倒産手続等」とは、破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続その他これらに類する国内外の法的倒産手続又は事業再生ADR、特定調停その他の私的整理手続をいう。
- (23)「年度事業運営計画書」とは、本事業の各事業年度の事業運営計画書をいう。
- (24)「本事業実施期間」とは、本事業を実施する期間をいう。
- (25)「利用者」とは、本事業者と顧客との契約に基づき本サービスを利用する個人をいい、「利用者情報」とは、本事業者が本サービスの提供において取得する利用者に関する一切の情報をいう。

第2条（本事業の実施）

- 1 本事業者は、本事業実施期間中、本事業として、機構から対象データの利用許諾を受けて本コンテンツを提供するサービス（以下「本サービス」という。）を提供するものとする。本契約において「本コンテンツ」とは、対象データを利用者が構造化した形で利用できるよう本事業者が一定の加工をした情報をいうものとする。
- 2 本事業者は、本事業を、本契約、機構仕様書、提案資料その他機構と本事業者との合意事項（以下併せて「本契約等」という。）に従って実施しなければならない。
- 3 本サービスは、以下のように区分されるものとし、詳細は機構仕様書において定めるものとする。
 - (1) 共通的情報基盤サービス（以下「基盤サービス」という。）

過去事業で提供実績のあるサービスをいい、以下のとおり基盤サービス(A)と基盤サービス(B)に区分される。

 - A.基盤サービス(A)：基盤サービスのうち、最も基本的なサービス
 - ・ 文献検索サービス（JDreamⅢ検索サービス：アドバンスドサーチ）
 - ・ 最新文献情報の配信サービス（SDI サービス）
 - B.基盤サービス(B)：基盤サービスのうち、拡張的なサービス
 - ・ 文献検索サービス（JDreamⅢ検索サービス：クイックサーチ他）
 - ・ 最新文献情報の配信サービス（文献速報サービス）
 - ・ 研究者探索サービス（JDream Expert Finder）
 - ・ 医学文献情報の専門的解析・情報抽出サービス（JDream SR）
 - ・ 技術戦略の分析・可視化サービス（JDream Innovation Assist）
 - ・ 辞書販売、その他のデータ販売、受託調査
 - (2) 発展型コンテンツ提供サービス（以下「発展型サービス」という。）

本事業者により新たに開発・提供されるサービスをいう。
- 4 本事業者は、本コンテンツを安定的かつ継続的に利用者に提供するとともに、社会情勢や利用者のニーズの変化等に応じた柔軟な方法で本サービスの提供を行っていくよう努力しなければならない。

第3条（事業者の責任等）

- 1 本事業の実施に要する一切の費用は、本事業者が負担するものとする。
- 2 本事業者は、本契約等に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。

- 3 本契約等に別段の定めがある場合を除き、本事業者の本事業の実施に関する機構による確認若しくは立会又は本事業者からの機構に対する報告、通知若しくは説明等を理由として、本事業者はいかなる本契約上の本事業者の責任を免れず、機構は何ら責任を負担しない。

第4条（対象データの利用許諾）

- 1 機構は、本事業者に対し、本事業実施期間中、本契約等の定めに従うことを条件として、本事業者が第2条に定める本サービスを提供する目的（以下「本目的」という。）の範囲内で対象データの利用を許諾（以下「本利用許諾」という。）する。この対象データの利用には、本事業者が対象データを加工して本コンテンツを作ることが含まれる。機構は、本事業実施期間中、対象データの利用について、本事業者以外の第三者に本目的と同じ目的の許諾を行わないものとする。本事業者は、本サービスの内容を変更し又は第14条に従って新サービスを提供しようとする場合においても、本利用許諾の範囲内で対象データを利用しなければならない。
- 2 本事業者は、対象データ（その複製物、加工物を含むものとし、紙媒体か電子媒体であるかを問わない、以下本項において同じ。）に関する知的財産権その他これを利用するための一切の権利が機構又は機構に許諾をした第三者に帰属するものであって、対象データに関して本契約等で明示的に許諾された権利以外の権利は、機構又は機構に許諾をした第三者に留保されていることを確認する。

第5条（対象データの他目的利用と本事業者の応募資格制限等）

本事業者は、以下の各号について予め了解する。

- (1) 機構が本目的以外の目的（以下、本条において「他目的」という。）で対象データの利用を第三者に許諾することがありうること
- (2) 機構が他目的で対象データの利用を許諾する第三者を選定するための公募を実施する場合、本事業者は、本利用許諾を受けて本事業を実施している限りにおいて、当該公募に応募する資格を制限されることがありうること
- (3) 機構は、他目的で対象データの利用を第三者に許諾した場合、必要に応じて、対象データの利用範囲に関して本事業者と当該第三者との間の調整を行うことができること

第6条（対象データの利用者による利用目的の制限）

- 1 本事業者は、利用者による対象データの利用につき、調査又は研究目的に限り利用させることができるものとし、調査又は研究目的以外の目的（営利目的を含む。）で利用させてはならない。
- 2 本事業者は、利用者に対象データを調査又は研究目的以外の目的に利用させないようにするための措置を講じなければならない。

第7条（対象データの再利用許諾）

- 1 本事業者は、第三者に対し、対象データの利用を再許諾することを希望する場合、当該第三者（以下「再許諾先」という。）の氏名又は名称、住所、再許諾の対象となる対象データの範囲、利用態様、再許諾期間、その他機構が指定する事項を、予め機構に書面で提出し、機構の事前の書面による承諾を得なければならない。再許諾に係る具体的な条件は、機構が承諾を与えるに際し、個別に決定するもの

とする。但し、機構が別途の手続で再許諾先への再許諾を認める場合は、この限りでない。

- 2 本事業者は、再許諾にあたり、再許諾先に対して、本契約等に基づき本事業者が機構に対し負うものと同様の義務を負わせなければならない。
- 3 本事業者は、対象データの利用に関する再許諾先の一切の行為についての責任を、機構に対し負うものとする。

第 8 条（データ利用料の支払い）

- 1 本事業者は、機構に対し、本利用許諾（前条に基づく再許諾を含む。）の対価として、契約要項 3 に定めるデータ利用料を、以下の各号に従い支払うものとする。
 - (1) 固定ロイヤリティ
本事業者は、各事業年度分の固定ロイヤリティの 12 分の 1 の額を、令和 9 年 4 月以降、毎月末日までに支払う。
 - (2) 変動ロイヤリティ
本事業者は、第 18 条第 2 項に基づき機構から会計帳簿の確認を受け次第、直ちに当該確認済みの会計帳簿に基づき算定した各事業年度分の変動ロイヤリティの額を機構に通知し、機構との間で変動ロイヤリティの額を確定させた上、翌事業年度の 8 月末日までに、当該金額を支払う。
- 2 前項の支払いは、機構が別途指定する口座に振り込むことにより行うものとし、振込みに要する費用は本事業者が負担するものとする。本事業者が前二項の支払いを遅延した場合には、遅延日数に応じ、未払額に法定利率を乗じて計算した金額の延納利息を支払わなければならない。なお、本契約に基づき、本事業者が機構に対して金銭を支払う場合、当該支払いには本項が準用されるものとする。
- 3 本事業実施期間中に、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、それに応じてデータ利用料を変更するものとする。

第 9 条（本サービスの名称）

- 1 本事業者は、本サービスの名称（ロゴを含む。以下同じ。）の決定に際しては、事前に機構の書面による承諾を得なければならない。なお、本事業者は、本サービスの名称に機構の商標、ロゴ等を用いることを希望する場合は、利用の可否及び利用条件について機構と協議し合意しなければならない。
- 2 本事業者は、前項により決定した本サービスの名称を、本事業実施期間中に限り、本事業のために用いることができるが、機構の事前の書面による承諾なくして、当該名称について商標出願をしてはならない。また、本事業者は、本事業実施期間の終了後は、当該名称を使用してはならない。
- 3 本事業者は、機構が希望する場合は、本サービスの名称を、本事業実施期間中及びその終了後においても、機構又は後継事業者が無償で本事業に利用できるように措置しなければならない。

第 10 条（事業運営仕様書等）

- 1 本事業者は、以下の各号の書面（以下「事業運営関連書面」と総称する。）を策定し、事業開始日の 2 ヶ月前までに機構に提出し、本契約等の定めに従っていることについて機構の確認を受けなければならない。機構は、事業運営関連書面に記載すべき事項を本事業者に別途通知する。
 - (1) 事業運営仕様書

- (2) 事業運営マニュアル
 - (3) 事業運営体制図
 - (4) 事業運営計画書
- 2 機構は、前項の確認において、事業運営関連書面が本契約等の定めに従っていないと判断する場合には、本事業者に対し修正を求めることができるものとし、本事業者は、速やかに必要な修正をしなければならない。
 - 3 機構は、前項の他、本事業者に対し、契約要項 4 に定める実現に資するよう合理的な範囲で事業運営関連書面に関する意見を述べるができるものとし、本事業者は、これを尊重するものとする。
 - 4 本事業者は、事業運営関連書面を変更しようとする場合は、機構に変更理由を示すとともに、前各項の定めに従う。
 - 5 前三項により本事業者が行う修正その他の対応により追加費用が発生した場合、当該費用は本事業者の負担とする。

第 11 条（年度事業運営計画書）

- 1 本事業者は、事業運営関連書面を踏まえ、毎事業年度の年度事業運営計画書を策定し、各事業年度が開始する日の 2 カ月前までに機構に提出し、当該年度事業運営計画書が本契約等の定めに従っており、かつ、事業運営関連書面の内容に合致していることについて、機構の確認を受けなければならない。機構は、年度事業運営計画書に記載すべき事項を本事業者に別途通知する。
- 2 機構は、前項の確認において、年度事業運営計画書が本契約等の定めに従っていない、又は、事業運営関連書面の内容に合致していないと判断する場合には、本事業者に対し、修正を求めることができるものとし、本事業者は、速やかに必要な修正をしなければならない。
- 3 機構は、前項の他、本事業者に対し、契約要項 4 に定める実現に資するよう合理的な範囲で年度事業運営計画書に関する意見を述べるができるものとし、本事業者は、これを尊重するものとする。
- 4 本事業者は、年度事業運営計画書を変更しようとする場合、機構に変更理由を示すとともに、変更内容について前各項の定めに従って機構の確認を受けなければならない。但し、人事異動に伴う変更など、2 カ月前までの機構への提出が困難な場合は、可能な限り速やかに提出することで足りるものとする。
- 5 前三項により本事業者が行う修正その他の措置により追加費用が発生した場合、当該費用は本事業者の負担とする。

第 12 条（完成確認）

- 1 本事業者は、本サービスのうち基盤サービスについては、事業開始日にその提供を開始するものとし、本サービスのうち発展型サービスについては、事業運営計画書及び年度事業運営計画書に記載する計画を踏まえ、機構と別途合意する日にその提供を開始するものとする。本事業者は、いずれの本サービスについても、それぞれの提供開始の予定日に間に合うように、本事業者が提供を予定する本サービスの内容、本事業の運営方法、本事業の運営体制等が本契約等の定めに従っており、かつ、前二条で機構の確認を受けた事業運営関連書面及び年度事業運営計画書の内容に合致していることについて、機構の確認を受けなければならない。
- 2 機構は、前項の確認において、本サービスが本契約等の定めに従っていない、又は、事業運営関連書面

若しくは年度事業運営計画書の内容に合致していないと認めるときは、本事業者に対し、本サービスの修正その他必要な措置を求めることができるものとし、本事業者は、速やかに必要な修正をし又は措置を講じなければならない。

- 3 前項により本事業者が行う修正その他の措置により追加費用が発生した場合、当該費用は本事業者の負担とする。

第 13 条（サービス利用料）

- 1 本事業者は、顧客または利用者から徴収する本サービスの利用料（以下「本サービス利用料」という。）を、本事業の公共性、公平性、利便性、安定性、適正な顧客負担等（以下本項において「公共性等」という。）に鑑みて、適切かつ合理的な金額に設定にしなければならない。本事業者は、本サービス利用料として予定する金額を、事業開始日の 2 ヶ月前までに機構に提示し、機構が求めた場合は当該金額に設定した考え方を説明するものとする。本事業者は、当該金額について機構が本事業の公共性等に鑑みて意見を述べた場合には、これを尊重しなければならない。
- 2 本事業者が本サービス利用料を変更する場合も、前項の規定に従う。

第 14 条（新サービス）

本事業者は、事業運営関連書面及び年度事業運営計画書に記載のない新たなサービスを提供しようとする場合には、第 10 条第 4 項及び第 11 条第 4 項に従って、事業運営関連書面及び年度事業運営計画書の変更手続を行うとともに、前条第 1 項により、当該サービスの利用料を定めるものとする。

第 15 条（補完事業者、技術補完者）

- 1 本事業者は、本事業の効果的又は効率的な実施のため、本事業の一部を第三者に委託することができる（以下当該第三者を「補完事業者」という。）。但し、本事業者は、本事業の全部を第三者に委託してはならない。
- 2 本事業者は、補完事業者（再委託先、再々委託先等を含む。）の行為を全て本事業者の行為とみなし、機構に対し、その責任を負うものとする。本事業者は、機構が求めた場合、補完事業者の情報を機構に提供するものとする。
- 3 機構は、補完事業者のうち、本事業者のために、技術的なサポート（以下「技術サポート」という。）を提供する者（以下「技術補完者」という。）を公募により選定することができる。この場合、本事業者は、機構が実施する技術補完者の選定手続のうち機構が指定する手続に参加しなければならない。
- 4 本事業者は、自身の費用と責任において、前項により選定された技術補完者と契約（秘密保持に関する契約を含む。）を締結し、技術補完者から技術サポートを受けるものとする。本事業者は、技術補完者を活用し、本サービスの技術レベルの向上に資するよう努力するものとする。本事業者は、機構から求められた場合、技術補完者が提供する技術サポートの内容等に関し、機構に報告を行う。
- 5 機構は、選定手続において技術補完者から提出される申請書類、提案書類等及び技術補完者から提供される技術サポートについて、その内容又は品質等について何ら保証するものではなく、本事業者は、技術補完者との間でトラブル等が生じた場合、当事者間で解決するものとし、機構に迷惑又は損害等を及ぼしてはならない。

第 16 条（文献情報提供事業連絡会議・有識者委員会）

- 1 機構及び本事業者は、本事業の実施状況を確認する場として、双方の担当者が参加する文献情報提供事業連絡会議を共同で設置する。当該会議において、本事業者は、定期的に本事業の実施状況を報告し、機構及び本事業者は、改善すべき点等を議論し、本事業者はこれを踏まえ、必要な改善等に努めるものとする。
- 2 機構は、本事業に関して提言する有識者委員会を設置する。有識者委員会は、機構が委嘱する外部の専門家によって構成される。機構は、有識者委員会の委員に適切な守秘義務を課した上で、本事業者から受領した本事業に関する書面その他の情報を当該委員に提供することができるものとし、本事業者は、有識者委員会が求めるときは、有識者委員会に対し、本事業に関する説明を行うものとする。本事業者は、有識者委員会から提言を受けた場合、その実効性や費用対効果等を検討し、導入の可否等を判断し、その結果を報告する。

第 17 条（報告書の提出）

本事業者は、以下の各号に従って、本事業に関する報告書を機構に提出しなければならない。各報告書の記載事項及び様式等については、機構が別途指定する。

- (1) 四半期報告書：各事業年度の四半期ごとの報告書を、各四半期の終了後 2 か月以内に機構に提出する。
- (2) 中間報告書：3 年度までの報告書を、3 年度の終了後 2 か月以内に機構に提出する。但し、機構が中間報告書の提出を不要として本事業者にその旨通知した場合は、この限りでない。
- (3) 最終報告書：本事業実施期間全体を通じた最終の報告書を、本事業の終了後 2 か月以内に機構に提出する。

第 18 条（区分経理の原則、会計帳簿等）

- 1 本事業者は、本事業に係る収入・支出を、本事業者が本事業以外に行っている事業から独立して管理し、経理を区分しなければならない（以下「区分経理」という。）。共通する経費については、人員比、面積比等適切な基準に基づき按分するものとし、その他の区分経理の具体的な処理は、機構が提示する事務処理要領に従うものとする。
- 2 本事業者は、毎事業年度、区分経理に基づき本事業に係る会計帳簿を作成しなければならない。本事業者は、当該会計帳簿及び証憑書類を翌事業年度の 5 月 15 日までに機構に提出し、7 月末までに機構の確認を受けなければならない。但し、本契約が解除された場合は、本事業者は、解除日が含まれる事業年度の解除日までの会計帳簿を作成し、解除日から 45 日以内に当該会計帳簿及び証憑書類を機構に提出し、解除日から 90 日以内に機構の確認を受けなければならない。

第 19 条（質問等、措置の要求）

- 1 機構は、本契約に基づき事業者が機構に行った報告又は提出した各種書面等の内容を確認するため、その他必要に応じて、本事業者に質問し、報告若しくは資料の提供を求め、又は本事業者の事業所に立ち入ることができるものとし、本事業者は、これに対応するものとする。機構は、補完事業者に同様のこ

を求めることができるものとし、本事業者は、補完事業者をしてこれに対応させるものとする。

- 2 機構は、本事業の安定的かつ継続的な実施に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、本事業者に対して、必要な措置を求めることができ、本事業者は、当該措置を講じなければならない。機構は、当該措置による改善状況について、本事業者に報告を求めることができる。

第 20 条（対象データの適正管理等）

- 1 本事業者は、対象データ（その複製物、加工物を含むものとし、紙媒体か電子媒体であるかを問わない。）を、アクセス制御やセキュアな通信環境の整備等のセキュリティ対策を講ずるなどして、善良な管理者の注意をもって厳重に保存、管理及び利用しなければならない。
- 2 本事業者は、対象データの漏洩、喪失、改ざん又は本契約に違反する対象データの利用（以下これらを「対象データの漏洩等」という。）を発見し又はそのおそれがあると認識した場合、直ちに機構に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 機構は、必要に応じて、本事業者による対象データの管理について、本事業者に対して報告又は必要な措置を求めることができる。

第 21 条（顧客情報・利用者情報の適正管理等）

- 1 本事業者は、本事業実施期間中、本事業の実施において取得する顧客情報及び利用者情報（過去事業の実施において取得し又は過去事業者から承継した顧客情報及び利用者情報を含む。）を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、これらの情報を本事業以外の目的に利用してはならない。
- 2 本事業者は、顧客情報及び利用者情報に含まれる個人情報（データログ情報を含むものとする。）の取扱い（次項に定める機構への情報の提供及び第 31 条に定める機構等への情報の承継に伴う個人情報の取扱いを含むが、これらに限られない。）につき、個人情報の保護に関する法令及びガイドライン等を遵守しなければならない。
- 3 本事業者は、顧客情報及び利用者情報を適宜更新するものとし、機構の求めに応じて機構に提供するものとする。
- 4 本事業者は、個人情報の漏洩、喪失、改ざん又は本契約に違反する個人情報の利用（以下これらを「個人情報の漏洩等」という。）を発見し又はそのおそれがあると認識した場合、直ちに機構に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 5 機構は、必要に応じて、本事業者による個人情報の管理について、本事業者に対して報告又は必要な措置を求めることができる。

第 22 条（問題発生時の対応等）

- 1 本事業者は、本事業の実施において問題が生じた場合、直ちに機構に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 本事業者は、本事業の実施に起因し又は関連して機構に損害等を生じさせた場合、機構に対して当該損害等を賠償するものとする。
- 3 本事業者は、本事業の実施に起因し又は関連して第三者との間で紛争等が生じた場合、本事業者の責任及び費用において解決しなければならず、機構に迷惑又は損害等を及ぼしてはならない。この場合、

本事業者が負担すべき損害等を機構が負担した場合、本事業者は、機構の請求に応じて、速やかに機構に対して当該損害等を賠償するものとする。

第 23 条（事業撤退の禁止等）

- 1 本事業者は、本事業実施期間として契約要項 2 に定める期間中、本事業を継続するものとし、本サービスの全部又は一部の提供を中止することはできない。
- 2 前項の規定にかかわらず、天災、地変、騒乱、疫病、その他の本事業者の責に帰すべからざる事由（本事業者側の原因によらずして、機構が対象データの全部又は一部の提供ができない場合（以下「対象データの提供不能」という。）を含む。）により、本事業者が本サービスの全部又は一部の提供ができない場合は、この限りでない。この場合、本事業者は、第 26 条に定める違約金及び損害賠償の支払義務を負わないものとする。
- 3 前項で本事業者が本サービスの一部の提供ができない場合、機構は、本事業者と協議し、必要に応じて本契約に定める対象データの利用許諾の条件を変更する。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、本事業者は、本サービスのうち基盤サービス(B)及び発展型サービスに限り、当該サービスの開始から 1 年以上が経過している場合で、当該サービスについて赤字が継続し、合理的に可能な努力（第三者への事業承継の打診を含む。）をしても回復が見込まれない場合、機構の事前の書面による承諾を得て、当該サービスの全部又は一部の提供を中止することができる。この場合、本事業者は、当該サービスを中止するに際して 6 ヶ月以上前の事前予告を行わなければならない。本事業者は、本項に定める要件を全て満たして基盤サービス(B)又は発展型サービスを中止した場合、第 26 条に定める違約金及び損害賠償の支払義務を負わないものとする。
- 5 本事業者は、理由の如何を問わず、本サービスの一部を中止した場合、中止した当該サービスに係る以下のア、イ及びウの各書面（以下併せて「サービス仕様書等」という。）を機構に無償で提供しなければならない。なお、ア、イ及びウの各書面のうち、本事業者が作成していない書面がある場合、当該書面の提供は要さない。機構は、本事業者が中止した当該サービスと同様のサービスを提供するために、当該サービス仕様書等を自ら無償で使用し又は後継事業者が無償で使用させることができるものとする。

ア サービス仕様書

イ 要件定義書又はこれに該当する書面

ウ 基本設計書又はこれに該当する書面

6 第 2 項の場合において、本事業者が本サービスの全部の提供ができない場合又は本事業者による本事業の継続が困難と合理的に認められる場合、機構及び本事業者は本契約を解除し、本事業者は以後の固定ロイヤリティの支払いを免れる。また、本事業者は、第 18 条第 2 項但書きに基づき機構から会計帳簿の確認を受け次第、直ちに確認済みの会計帳簿に基づき算定した解除日が属する事業年度の変動ロイヤリティの額を機構に通知し、機構との間で当該事業年度の変動ロイヤリティの額を確定させた上、解除日から 5 ヶ月以内に当該金額を機構に支払うものとする。

第 24 条（禁止行為）

本事業者は、対象データの利用に関し、以下の各号に掲げる行為（以下「禁止行為」という。）を行ってはならない。

- (1) 本契約において機構から許諾を受けた範囲を逸脱した目的、方法、態様等により対象データを利用する行為
- (2) 対象データをみだりに複製する行為又は対象データの漏洩等を生じさせる行為
- (3) 予め機構の承諾を得ることなく、対象データを第三者に譲渡、貸与、販売、再配布又は利用させる行為
- (4) 機構又は第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (5) 法律、政令、規則、条例、国又は機構が定める規定等に違反する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 機構の事業に支障をきたす行為又はそのおそれのある行為
- (8) 機構又は第三者を誹謗、中傷又は排斥する行為
- (9) 前各号の他、社会通念等に照らし機構が不相当と判断する行為

第 25 条（本契約の解除等）

- 1 機構は、次の各号の事由が発生したときは、本事業者に対する書面による通知により、対象データの利用の許諾を停止し、又は、本契約を解除することができる。
 - (1) 第 23 条に違反して本サービスの全部又は一部の提供が中止された場合
 - (2) 本事業者が前条に定める禁止行為を行った場合
 - (3) 前二号の他、本事業者が本契約等の定め違反し、相当期間を定めて催告しても違反が解消されない場合
 - (4) 対象データの漏洩等又は個人情報の漏洩等が生じた場合
 - (5) 本事業者が機構に行った報告又は機構に提出した書類等に虚偽の内容が含まれていた場合
 - (6) 本事業者が機構仕様書に定める参加資格要件を一つでも満たさなくなった場合
 - (7) 本事業者について、支払の停止又は倒産手続等の申立てがあった場合
 - (8) 本事業者が差押、仮差押、仮処分若しくは競売開始の申立て又は租税公課の滞納による督促若しくは差押を受けた場合
 - (9) 合併、会社分割、事業譲渡その他の組織再編若しくは大株主の変更等によって、実質的な経営主体が代わるなど、本事業者の事業運営に重大な影響を与える事由が生じた場合
- 2 前項の解除により、本事業者に損害等が生じても、機構は何ら責任を負わない。

第 26 条（違約金）

- 1 本事業者は、第 23 条に違反して本サービスの全部又は一部の提供を中止した場合（機構が対象データの利用の許諾を停止したことによる場合を含む。但し、前条第 1 項の規定により本契約が解除された場合を除く。）、違約金として、中止期間中、一日あたり、当該事業年度の想定変動ロイヤリティ（本サービスの一部の提供を中止した場合は、当該中止した本サービスに対応する想定変動ロイヤリティの額として合理的に算定した額）を 365 で除した金額を、機構の指定する期限までに支払わなければならない。なお、本事業者は、本サービスの全部又は一部の提供を中止したことにより、固定ロイヤリティの支払義務を何ら免れるものではない。
- 2 前条第 1 項の規定により本契約が解除された場合、本事業者は、違約金として、(i)固定ロイヤリティの

総額から、事業開始日から解除日までの間に本事業者が機構に支払った固定ロイヤリティの額を控除した金額と、(ii)解除日が含まれる事業年度及びそれ以降の各事業年度の想定変動ロイヤリティの合計額を併せた金額を、機構の指定する期限までに支払わなければならない。

- 3 機構は、本サービスの中止又は解除により被った損害等が違約金の額を超過する場合、その差額につき本事業者に請求することを妨げられない。

第 27 条（非保証等）

- 1 機構は、対象データの正確性、完全性、最新性、有用性等について保証せず、また、対象データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないことについて保証しない。
- 2 機構は、対象データの提供不能が以下の各号に掲げる事由による場合、本事業者に対し、何ら損害賠償責任を負わないものとする。
 - (1) 機構の事業又は予算措置が縮小又は廃止されたこと
 - (2) 出版社等から科学技術文献情報が提供されないこと又は出版社等から科学技術文献情報の利用許諾を得られないこと
 - (3) その他機構の責に帰すべからざる事由
- 3 機構が本事業者に対して、本契約等又は本事業に関して損害賠償責任を負う場合、その賠償額の合計は、機構が本事業者から受領したデータ利用料の額を上限とする。

第 28 条（事業終了後の対象データの取扱い）

- 1 本事業者は、本事業の終了後速やかに、機構の指示に従って、機構から利用許諾を受けた対象データ（その複製物、加工物を含むものとし、紙媒体か電子媒体であるかを問わない。）を機構に返還し又はデータベースから全て削除しなければならない。かかる返還又は削除する対象データは、再許諾先に再許諾したものを含むものとする。
- 2 本事業者は、前項の定めに従った対象データの返還又は削除が完了したときは、その旨を証する書面を機構に提出しなければならない。
- 3 本事業者は、第 1 項の定めに従った対象データの返還又は削除が合理的な期間内に完了しない場合、違約金として、想定データ利用料の 1 事業年度あたりの平均値（初年度から 5 年度までの想定データ利用料の合計額を 5 で除した値をいう。）を 365 で除し、本事業の終了日の翌日から対象データの返還又は削除が完了する日までの日数を乗じて得られた金額を機構に支払わなければならない。
- 4 前三項の規定にかかわらず、本事業者が本事業実施期間満了後も引き続き本事業を実施することになった場合、対象データの取扱いは、本事業者と機構間で別途協議して定めるものとする。

第 29 条（事業の引継ぎ等）

- 1 本事業者は、本事業の終了前の適切な時期に、機構又は後継事業者（以下「機構等」という。）が本事業者から本事業を円滑に引き継ぐことができるよう、機構等に対し、必要な説明、質疑応答、資料等の提供、その他必要な一切の協力を行わなければならない。具体的な引継ぎの時期及び方法等については、本事業者と機構等との間で別途協議し定めるものとする。
- 2 前項の他、本事業者と機構等は、第 30 条、第 31 条及び第 32 条に基づく措置の条件及び方法等の

詳細について別途協議し契約を締結するものとする。

第 30 条（システム等の譲渡等）

- 1 本事業者は、本事業が終了した時点をもって、機構等が本サービスのうち基盤サービス(A)を確実かつ円滑に引き継ぐことができるよう、基盤サービス(A)の提供に必要なシステム（以下「対象システム」という。）及びこれに関連するハードウェア、ソフトウェア、付属設備、対象システムの完成図書その他対象システムを運用するために必要な一切の書類等（以下併せて「対象システム等」という。）について、以下のとおり対応しなくてはならない。
 - (1) 本事業者は、対象システム等を、機構等に対して簿価（本事業が終了した月の末日の簿価とする。）にて譲渡しなければならない。但し、機構等が対象システム等の譲渡を希望しない場合は、この限りでない。
 - (2) 本事業者は、基盤サービス(A)に係るサービス仕様書等については、前号による対象システム等の譲渡の有無にかかわらず、機構等は無償で提供しなければならない。この場合、本事業者によるサービス仕様書等の提供及び機構等によるその使用について、第 23 条第 5 項の規定を準用する。
 - (3) 本事業者が対象システム等の構築にあたりパッケージシステム等のライセンス契約を第三者と締結しており、機構等が対象システム等の運用のために当該ライセンス契約の継続が必要な場合には、本事業終了後 5 年間は、機構等が当該ライセンス契約を承継できるよう本事業者は必要な手続きを行う。機構等は、当該ライセンス契約を承継し利用するために必要な一切の費用を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第三者の利用許諾の関係等やむを得ない理由により対象システム等の譲渡が困難な場合、本事業者は、機構等に対し、対象システム等の独占的な利用権（第三者への再許諾権付き）を最長 5 年間許諾するものとする。かかる利用許諾の対価は、機構等が本事業者に代わり対象システム等を利用して本サービスと同様のサービスを提供するために合理的な金額とし、本事業者と機構等が別途協議して定めるものとする。
- 3 機構等は、前項の利用許諾を受ける場合、以下の費用その他対象システム等の維持及び運営に必要な費用を負担するものとする。但し、本事業の運営に必要なかつ相当な費用に限るものとする。
 - (1) 第三者から利用許諾を受けて使用するソフトウェアの使用の対価又は第三者から提供を受けるサービスの対価であって、使用の期間に応じて継続的に支払うこととされているもの
 - (2) 対象システム等のリース料又は保守料、対象システム等を設置した場所の賃料、データセンターの使用料、その他の対象システム等の利用の対価であって、使用の期間に応じて継続的に支払うこととされているもの
 - (3) 対象システム等の利用に伴い生じる電気代及び通信回線の利用料
- 4 本事業者は、第 1 項に定める譲渡又は第 2 項に定める利用許諾に際し、対象システム等を利用するために必要な以下の各号の契約について、機構等が本事業者に代わり対象システム等を利用して本サービスと同様のサービスを提供するために必要な契約当事者の変更その他の措置を講ずるものとする。
 - (1) 対象システム等の一部として、又は対象システムを利用するために第三者から許諾を受けて使用するソフトウェアの使用許諾契約
 - (2) 対象システム等を利用するために第三者から提供を受けるサービスの提供契約
 - (3) 対象システム等の関連設備のリース契約又は保守契約、対象システムの関連設備を設置した場所の

賃貸借契約、データセンターの使用契約、その他の関連設備の利用契約

(4) 対象システム等を利用するために必要となる通信回線の利用契約

(5) その他対象システム等を利用して本事業者が提供する本サービスと同様の内容でサービス提供を行うために必要な契約

5 本事業者は、本サービスのうち基盤サービス(B)及び発展型サービスの提供に必要な対象システム等については、以下のとおり対応しなければならない。

(1) 本事業者は、機構等が対象システム等の譲渡を希望した場合には、機構等と誠実に協議するものとする。

(2) 本事業者は、基盤サービス(B)及び発展型サービスに係るサービス仕様書等については、前号による対象システム等の譲渡の有無にかかわらず、機構等は無償で提供しなければならない。この場合、本事業者によるサービス仕様書の提供及び機構等によるその使用について、第 23 条第 5 項の規定を準用する。

第 31 条（顧客情報・利用者情報の承継）

本事業者は、本事業の終了時をもって、顧客情報及び利用者情報の全てを機構等に承継しなければならない。

第 32 条（その他の措置）

本事業者が、対象システム等の他に、本事業のために使用し又は本事業に関連して開発し若しくは作成したシステム、ソフトウェア、データベース及び関連書類等がある場合、機構等が求めた場合、機構等に対し、これらの利用を許諾する。かかる利用許諾の条件は、機構等が本事業者に代わり対象システム等を利用して本サービスと同様のサービスを提供するために合理的な条件とし、本事業者と機構等が別途協議して定めるものとする。

第 33 条（事業継続の場合の不適用）

第 29 条、第 30 条、第 31 条及び第 32 条の規定は、本事業者が本事業実施期間満了後も引き続き本事業を実施することとなった場合、適用しない。

第 34 条（秘密保持義務）

1 機構及び本事業者は、本契約等に定める場合及び予め相手方からの書面による承諾がある場合を除き、本事業を実施するうえで知り得た一切の秘密（本契約等の内容並びに顧客情報及び利用者情報を含むものとし、以下「秘密情報」という。）を第三者（機構又は本事業者の役職員、本条と同等の秘密保持義務が課された代理人、請負人、弁護士・会計士等の専門家その他のアドバイザーを除く。）に開示又は漏洩してはならない。但し、以下の各号に掲げる場合はこの限りではない。なお、既に公知となっている情報は、秘密情報には含まれないものとする。

(1) 裁判所の命令又は行政庁により適法に開示を求められた場合

(2) 法令等又は金融商品取引所の規則により開示が義務づけられる場合

(3) 当該情報を知る必要のある機構又は本事業者の役員、従業員に対して、本条と同等の秘密保持

義務を負うことを条件として開示する場合

(4) 調達に関する機構の決定、方針その他の定めに基づき開示する場合

- 2 前項の規定にかかわらず、本事業終了後、機構及び本事業者は、後継事業者に対しては、秘密情報を開示することができるものとする。但し、機構及び本事業者のみに関係する情報並びに機構及び本事業者が合意して特定した情報を除く。
- 3 前二項の規定は、機構及び本事業者による本契約等の完全な履行後又は本契約等の終了後、5 年間有効に存続する。

第 35 条（権利義務等の譲渡の禁止）

本事業者は、予め機構の書面による承諾を受けない限り、本契約により生ずる権利若しくは義務又は本契約上の地位（本業務に関し機構と事業者が別途締結した契約に基づく地位も含む。）を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

第 36 条（管轄裁判所）

本契約等に関連して機構と本事業者間に発生した全ての紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 37 条（存続条項）

本契約終了後も、第 3 条、第 4 条第 2 項、第 7 条第 3 項、第 8 条第 2 項、第 9 条第 2 項、同第 3 項、第 15 条第 5 項、第 17 条(3)号、第 18 条から第 22 条、第 23 条第 5 項、同第 6 項、第 24 条、第 25 条第 2 項、第 26 条、第 27 条、同第 5 項、第 28 条から第 32 条、第 34 条から第 38 条の定めは、引き続き有効に存続するものとする。

第 38 条（協議）

本契約等に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約等の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、機構及び本事業者は誠実に協議して、これを定めるものとする。

別紙 1 対象データ

対象データは以下のとおり。JST の意向によりデータ内容及び提供方法に変更が発生する場合がある。変更が生じる場合は、事前に連絡の上行うこととする。なお、以下の表中に記載する更新頻度及び年間件数は、あくまで目途であり、機構としてこれを約束するものではない。

1. 機構が提供する文献情報等のデータ

(1) 文献情報データベース(JST 系ファイル)

ファイル名	収録情報	収録年代 (更新頻度)	収録件数 (年間件数)
JSTPlus	日本国内外発行の資料から科学技術（医学を含む）全分野に関する文献情報を収録。	1981 年 4 月～ (月 4 回)	約 4,590 万件 (約 250 万件)
JMEDPlus	日本国内発行の資料から医学、薬学、歯科学、看護学、生物科学、獣医学等に関する文献情報を収録。	1981 年 4 月～ (月 4 回)	約 1,210 万件 (約 53 万件)
JST7580	日本国内外発行の資料から科学技術全分野に関する文献情報を収録。現在は更新なし。	1975～1980 年 (更新なし)	約 214 万件 (－)
JST5874	日本国内外発行の資料から科学技術全分野に関する文献情報を収録。現在は更新なし。	1958～1974 年 (更新なし)	約 406 万件 (－)
JSTChina	中国国内で発行される科学技術資料に掲載された文献情報を収録。2007 年サービス開始。現状は無料ファイルとして提供。	1981 年 4 月～ (月 2 回)	約 520 万件 (約 16 万件)

(2) 文献情報データベース(プレプリントサーバファイル)

ファイル名	収録情報	収録年代 (更新頻度)	収録件数 (年間件数)
PREPRN	国内外のプレプリントサーバに収録されたプレプリントファイル情報（査読を通過していない論文）を収録。現状は無料ファイルとして提供。	(隔週)	約 182 万件 (約 31 件)

2. JST 作成の文献情報以外のデータ

(1) 化合物データベース

ファイル名	収録情報	収録年代 (更新頻度)	収録件数 (年間件数)
JCHEM	有機低分子化合物データベース。化学物質の商品名、治験番号、体系名、化合物辞書番号、分子式等の情報を収録。現状は無料ファイルとして提供	月 1 回	約 381 万件 (約 1.1 万件)

(2) JST の辞書等

ファイル名	収録情報	収録件数	更新データ提供頻度
2024 JST シソーラス	JST シソーラス用語の見出し語、階層関係等を収録	日英見出し語 113,080 件 日英 R T 関係語 103,278 件 日英 N T 関係語 438,371 件 日英 B T 関係語 438,371 件	2、3 年に 1 回
1978 JST シソーラス	7580 ファイルのシソーラス。見出し語、階層関係等を収録	7 8 見出し語 35,497 件 7 8 N T 関係語 58,236 件 7 8 B T 関係語 70,355 件 7 8 U F 関係語 5,069 件 7 8 U S E 関係語 5,069 件	なし
大規模辞書	用語同士の関係（同義語情報及び、上位語・関連語となるシソーラス用語情報）を収録 (JST シソーラス、日本化学物質辞書の名称を一部含む)	語情報 1,184,391 件 同義語 ID 情報 252,500 件	年 48 回 (およそ週 1 回)
日本語異表記辞書	原則として同じ意味をもつ、同音異表記の組合せを収録	419,557 件	年 48 回 (およそ週 1 回)
機関名辞書	文献情報等より抽出した機関名とその表記ゆれの一覧を収録	機関名情報 342,423 件 機関名リンク情報 5,959 件	不定期 (更新の都度)
分類コード一覧	文献情報作成時に付与している、分類コード及びその名称、スコープの一覧を収録	4,212 件 ※ JSTChina で使用される、先頭が"V"のコードを含まない件数	なし
MeSH 対訳辞書 (日本語 MeSH)	MeSH 用語に対応する日本語訳 (MEDLINE ファイル作成時に機構にて付与している) の辞書	Descriptor 64,885 件 Qualifier 76 件	年 1 回 12 月末～1 月頃提供
編別分類表	科学技術文献速報を作成するための編及び対応する分類コードの一覧を収録	4,165 件	なし
引用情報	JST 作成引用 NIICJP 引用 JLC/書誌同定 dump データ中の引用データレコード数。重複排除及び整理番号有りのみを抽出した件数。	146,880,358 件 (内 JaLC 引用 24,255,542)	年 12 回 (月 1 回)
著者 ID(JGPN)	文献の著者名を名寄せしたもの	114,441,500 (延べ著者数 (名寄せ前の著者数) は、276,105,744)	隔月 (2 ヶ月に 1 回)
機関 ID(JGON)	文献の著者の所属機関名を名寄せしたもの	10,861,550 (延べ機関数 (名寄せ前の機関数) は、110,197,581)	隔月 (2 ヶ月に 1 回)

※1 上記に掲げる各データの収録件数は令和 7 年 3 月末時点のものとし、あくまでも参考とする。

※2 上記に掲げる各データは、機構より別途指定する方法にて提供する。なお、具体的な収録内容は都度機構より事業者へ通知する。